○ 国産農林水産物等販売促進緊急対策事業のうち

過剰木材在庫利用緊急対策事業

【令和２年度補正予算額　136,840百万円の内数】

<対策のポイント>

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、林業・木材産業においては、中国への丸太輸出の停滞、資材難による住宅建築の遅れ、経済活動全体の停滞などにより、**国内外での木材需要の減少**やこれに伴う在庫の増加、減産、入荷制限等といった事態が起こっており、**事業者の事業継続に影響**が生じています。

輸出の停滞により行き場のなくなった輸出向け原木を有効活用するため**公共施設等における木材利用**を支援します。

<政策目標>

余剰輸出向け原木在庫の水準低下

＜事業の内容＞

○ **過剰木材在庫利用緊急対策事業**

通常木材が使われない外構部や公共施設等における木材の活用を通じて輸出の停滞により行き場のなくなった輸出向け原木を有効活用するための取組を支援します。

また、木材利用を促進するための**普及活動を支援**します。

（対象となる施設）

- 公共建築物等木材利用促進法に基づく公共施設（学校、保育園、病院、老人ホーム、駅、庁舎等）
- 災害対策基本法に基づく指定公共機関の施設
- 公共の用に供する場に設置される外構（公園等の塀や柵、デッキ、遊具等）

（支援水準）

工務店等の施工者が木材を活用する際の経費（材料費、工事費等）について、以下の水準で支援。

- 構造材　床面積１平方メートル当たり　39,000円以内
- 内装材　内装面積１平方メートル当たり　12,000円以内
- 外構材　延　長１メートル当たり　17,500円以内　等

<事業の流れ>

国 →（定額）→ 全国木材組合連合会 →（定額）→ 工務店等

＜事業イメージ＞



輸出機会減少による原木の滞留

↓

公共施設等における木材利用の推進



［お問い合わせ先］全国木材組合連合会（03-3580-3215）
林野庁木材産業課（03-6744-2293）
林野庁木材利用課（03-6744-2626）